

埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則

(埼玉県警察組織規則の一部改正)

第1条 埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第5号及び第7号並びに第20条第6号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第一課」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 組織犯罪対策局に、次の4課を置く。

組織犯罪対策総務課

組織犯罪対策第一課

組織犯罪対策第二課

組織犯罪対策第三課

第29条第5号を削る。

第34条の見出しを「(組織犯罪対策総務課)」に改め、同条中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策総務課」に改める。

第34条の2を次のように改める。

(組織犯罪対策第一課)

第34条の2 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団等に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 賭博犯罪の捜査に関すること。
- (3) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (4) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 暴力団排除対策室に関すること。

第34条の3を削る。

第35条の見出しを「(組織犯罪対策第二課)」に改め、同条中「国際捜査課」を「組織犯

罪対策第二課」に、同条第2号中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策総務課」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

(組織犯罪対策第三課)

第35条の2 組織犯罪対策第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関すること。
- (2) 特殊詐欺連合捜査室に関すること。

第50条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 植樹祭対策室に関すること。

第60条の2を削り、第60条の3を第60条の2とする。

第60条の4第1項中「捜査第四課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同条を第60条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺連合捜査室)

第60条の4 組織犯罪対策第三課に、特殊詐欺連合捜査室を附置する。

- 2 特殊詐欺連合捜査室においては、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪に係る広域捜査に関する事務をつかさどる。

第63条の3を第63条の4とし、第63条の2の次に次の1条を加える。

(植樹祭対策室)

第63条の3 警備課に、植樹祭対策室を附置する。

- 2 植樹祭対策室においては、第75回全国植樹祭の開催に伴う警衛、交通等の対策に係る企画及び実施に関する事務をつかさどる。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2号中「同部組織犯罪対策局捜査第四課、同局薬物銃器対策課及び同局国際捜査課」を「同部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課、同局組織犯罪対策第二課及び同局組織犯罪対策第三課」に改める。

(埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正)

第3条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則(平成27年埼玉県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課長」に、「刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。